

講演録 戦時下の言論・思想弾圧―宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の背景を考える

小樽商科大学教授・荻野富士夫

今年（2015年）正月明けの新聞各紙で、目を疑う見出しが飛び込んできました。特に朝日新聞（1月19日付）には「生命線」という言葉が1面を飾っていました。中谷防衛大臣がアフリカ東部・ジブチにある自衛隊・海外基地で、記者団に「ソマリア沖は日本にとって『生命線』であり日本商船の安全を考えると引き続き活動は必要だ」との主旨で語った記事の見出しです。生命線という言葉はいろんな意味で使われ、例えばサッカーで「このラインが生命線」などと使われたりしますが、ここでの使用は明らかに軍事的意味を持った言葉です。

さらに2月10日付の紙面では、ODA政府開発援助大綱の閣議決定がなされ、「日本にとつての『国益』に有効である」と、公然と「国益」という言葉が出てきて、これにも大変驚きました。これはまさに安倍政権の「積極的平和主義」の向かう方向がここにあるのではないかと思っています。

「生命線」「国益」で戦意高揚へ

私が、この「生命線」や「国益」という言葉に反論したのは、先の戦時中、戦意を高揚させていった1930年代に、この言葉が盛んに使われていたことによります。一番使われたのは満蒙の「生命線」で、1931年、満州事変の少し前ですが、当時の松岡洋介衆院議員が協調外交を軟弱外交と批判する中で「満蒙生命

線」という言葉を使い、それが一気に「まさに生命線」だという人々によって飛びつかれ、広く使われるようになっていきました。これらの動きが一般国民の戦意を沸騰させていったことを年代推移の中で考える必要があります。「戦意」を分析すると敵愾心、愛国心であったりしますが、満州事変から敗戦までの推移をたどりますと日中戦争全面化、対米英開戦前までは国民の80%より低いレベルでした。この時代は大正デモクラシーと重なります。

国際的には第一次世界大戦があり、数千万人の犠牲者を出し、あまりにも大きい被害を反省し、国際連盟が作られます。大きな流れとしては軍縮条約を結ぶ、あるいはパリの不戦条約を結ぶというのが1920年代の国際的な大きな流れになってくる。日本もそれなりに歩調を合わせ、この段階では戦意は低い。満州事変でナシヨナリズムが、マスコミの影響もあり急に沸騰しますが、一般国民の戦意は80%くらいで、太平洋戦争での99%に比べると低いものでした。

太平洋戦争でも具体的には小林多喜二の反戦活動などがあり、100%には達していません。満州事変の後でも、二・二六事件など軍のクーデターなど国民の反感が強まり、戦意が下がっていったと思います。

日中戦争では、最初は蒋介石の国民党政権との戦争は3か月で終わると国民に宣伝していました。当時言われたのは「けしから

ん支那を懲らしめる」と。なぜ懲らしめるのかというと、彼らは排日運動、抗日運動を行っていた。抗日運動を懲らしめるために戦争を起こしたと、子供だましのような宣伝をしています。

ところが蒋介石は、当時の首都は南京でしたが、南京を日本軍に占領されても、そこで南京大虐殺が起こるのですが、その後も重慶で抵抗を続けます。そうなると、さらにもっともらしい宣伝をしなければならなくなり、「東亜新秩序の建設」という言い方をします。国民を戦争に動員するには理屈を付けなければならぬ。しかし戦局の停滞、長期化、泥沼化などで国民の戦意はまた下がっていきます。

そこで対米英開戦。真珠湾攻撃、マレー半島の攻撃が12月8日に奇襲作戦として行われ、「大戦果があった」となって、ほとんどの国民が盛り上がりつついくことになりました。政府が組織もしないのに提灯行列が各地で起こり、小樽でも起こりました。むしろ政府の方がこれを抑える手立てをとっていません。

その一方で、99%以外の、ごく僅かな個人の反戦的言動、共産党は弾圧されていますし、個人的抵抗に対しては弾圧が加えられていきます。

そして開戦の12月8日には、反戦の予防措置として共産主義者や、同様の考え方を持っているとみなされた人、あるいは宮澤・レーン事件がらみの防諜容疑者など、開戦以前からリストアップされていた人たちが一斉に検挙されます。この日、防諜容疑者は111人が全国で検挙され、その中でも宮澤・レーン事件は最も刑の重い事件になっていきます。

99%の戦意が下降気味になるのはサイパン島を失った時点です。これはサイパン島からB29が一気に日本本土を攻撃できることを意味します。それまでは日本の空に一機たりとも入れないと

豪語していたのが、爆弾を雨あられのように落とされ「ああダメなんじゃないか」と考える人たちが増え、戦意が落ちて行くことになりました。やがて地方都市も空襲になり、沖縄戦が行われ、同年8月の戦意は25%となりました。

実は、これは、25%も戦意がある、いや25%しかない。当時の政府、天皇、為政者にとつては25%しかないと考えなければなりません。このまま行けば革命が起こるかもしれないと恐れました。一方アメリカではもう少し戦争は長引くと考えていた。原爆も広島、長崎に投下した後も、次々落とすと予告ビラを落とすとしてくるわけです。さすがに天皇や政府の指導者たちは、もはや25%くらいの戦意で行けば国そのものが崩壊し、まさに国体の崩壊だと手を打ったのだと思います。

以上前置きが長くなりましたが、今日は三つのことをお話ししようと思います。一つは軍機保護法、二つ目は宮澤・レーン事件が大学という学問、思想の場で起こりましたので、当時の学問、思想をめぐる状況はどうなんだということ、三番目は宮澤・レーン事件についての幾つかの論点についてです。

軍機保護法について

軍機保護法は、日清戦争を経て、次はロシアだとなり、対ロシア軍拡路線を進める中で、そうなると思秘情報、軍事情報が増えてくるので、それを守るために必要だとして成立したものです。

注目されるのは世論です。ロシアとの戦争で、ロシアに日本の情報を漏らすのですから、ロシアのスパイを「露探」と呼び、これが新聞にも出てくるわけです。例えば高橋門三九という人が検挙され、3週間ほどで判決という拙速裁判だったので、当時の『東京朝日』の記事では、傍聴人がワイワイと押しかけ、入口

の柵を破壊するほどの騒ぎとなり、「被告の罪科定まり其理由説明せらるるや傍聴席より安過ぎる、安過ぎるの声起こり、廷丁の制止もきかず一同ワツと人並打たせて前面へ乗出したる時には被告の顔色蒼白を呈し縮み上つてふるえ至りしは甚だしき醜態と見られたり」という騒ぎです。

新聞がセンサーシヨナルに

新聞自体が開戦ということで沸騰している。この事件がよく示していると思います。ところがこの軍機保護法は、以後ほとんど使われなくなり、統計上から何件適用されたのか、調査しても断片しか分からないような形で凍結状態になっています。

それが、日中戦争に突入する1930年代になると息を吹き返してきます。軍機保護法を強化し改正しようとする動きがあり、意図的に思えるのですが、軍機保護法事件が急に増えてくる。新聞記事もセンサーシヨナルなものになってくる。

「怪外人に操られ、情報集めに暗躍、軍機保護法を犯す一味、警視庁に検挙さる」といった具合で、スパイ天国だとの印象を振りまいている。しかも「軍機を探る細胞網『海と空』社に鉄槌」という事件では、全国から45人を摘発しながら、事件としては不起訴にしている。アドバルーンをパツと上げ日本はスパイ天国であるという世論を作っておいて、役割を果たしたのち不起訴にしてしまうということです。

1937年第70議会へ軍機保護法改正案が提出されます。これは改正後に宮澤・レーン事件にも適用されるのですが、最高刑を死刑まで定めたものです。しかし新聞は、ここでは何も触れていない。こういう形で世論操作が行われ、議会では一度廃案になります。第71議会で再提出され可決しています。

杉山陸相は「殊に時局の關係は至急本法案の成立を必要とする次第でありますので、何卒速にご審議ご協賛あらんことを切望する次第であります」とスピード審議を要請しています。

この時には、取締りの網を非常に広げることになるから、一般国民もひつかかることになるから慎重な適用をということで付帯決議を付ける形で成立しています。当時の陸・海軍大臣も実際に運用するに当たっては慎重にやると言っています。

いまの特定秘密保護法もそうですね。慎重にやるからといって信用できない。スパイ防止ということで、これを担当するのは特高警察の中の外事警察という所です。それと憲兵隊が担当するということになります。この憲兵隊の中でさえ数年間の適用状況を見ると、あまりにもさまつな事に適用が及んでいると指摘して通牒している文書さえあります。

判決の多くは罰金1000円(現在の50万円位)とか、有罪判決にも執行猶予のつくようなものです。つまり改正の意味は「スパイがあなたのすぐそばにいる」とセンサーシヨナルに訴えかけるところにあるのです。

国民防諜と言っていました。普通の記念写真やスナップ写真でも港が写ったり、要塞が見えたりするとひつかかる。街の屋上から俯瞰して撮った写真ですらダメということ。またデパートでの防諜展とか各地で防諜機関が作られ防諜団、防諜委員会や防諜懇談会なども組織されていました。

最近の新聞で特定秘密保護法の取扱者のニュースが出ていますが、防衛省が非常に多い。その防衛産業の民間従事者の特定秘密保護法の取扱者として審査されたということがありますが、戦車や戦闘機を作ったりする三菱、日立がなっていると思います。おそらくそういう所では現在も特定秘密保護法が出来る会社や

地域ぐるみで防諜委員会などが作られていると思われれます。また各省庁にも作られていると思われれます。

大学における思想統制

次に、宮澤・レーン事件は大学の中で起きたもので、思想統制はどのように進んでいったかについて考えてみます。

一つは1935年の天皇機関説事件など、思想弾圧、学問弾圧が1930年代の後半に起こってきます。現在で言えば植村さんの北星の問題です。この問題なども連ねて考える必要があると私は考えています。

天皇機関説事件が起こると、政府は国体明徴、日本精神闡明を打ち出し、教学刷新が大流行になってきます。大学から天皇機関説という、それまで認められていた、むしろ主流であった学説が追放されます。入れ替わり国体学とか日本学という講座が開設され、教学刷新評議会が設置され諮問・答申ということになります。

その先に小学校を国民学校に変えるということも打ち出されてきます。文部省は『国体の本義』という本を出版するなど、この種の膨大な出版物が教科書や教材として使われました。

旧制中学から旧制高校に進学する際の面接では国体の本義についての理解度を問う出題もあり、この考えを述べなければ面接に通らないということで、受験生は丸暗記するようになってくる。

もう一つは、この時期には学内の学生運動、社会主義、共産主義で核となるような学生運動は潰されていますが、少しでも芽が残っていると全体で抑え込んでいくわけです。

1937年、思想を扱う「教学局」という文部省の外局ができ、その長官がこのように述べています。「共産主義思想」の「芝(せん)除」と「共産主義運動の温床とも云うべき個人主義及びこれに

胚胎する諸思想」の排撃、そして「日本精神を根本として実践に重きを置き、国民的性格の涵養に力を注ぐ」ことを打ち出しています。

また教学局は『臣民の道』を刊行し、国民の必読書として250万部も出されています。そこでは自我功利の思想を排し、国家奉仕を第一義とする国民道德の確立による世界的使命の完遂、ここでは大東亜共和国の建設となっていますので、それを教育の中に位置付けていくこととなります。

例えば忠孝という、「天皇に忠、親に孝」と国体の本義では並列し、両方とも同じ価値があるとされていましたが、『臣民の道』では忠の方がはるかに高いとされ、この国家の考え方が国民、特に学生に押し付けられたわけです。この状況に北大も置かれていたということになります。

宮澤・レーン事件の思想的背景

次に、三番目ですが、きょうご参加のみなさんは、事件の概要、経過については既にご承知と思しますので省略します。

最初に、レーンさん夫妻が監視されていたことについて。ハロルド・レーンさんは「外事要注意人」(北海道全体では9人)としての外事警察の監視を受けていました。『外事月報』(1939年9月)によると、「平常米國武官と往来連絡する等の行動」で常に注視され、長女を「社交術習得の為」に札幌グランド・ホテルに就職させたのも「真意」は「来往外国人との連絡に利用」することにあるとして、ホテル側に長女を「解雇」させています。

また札幌地裁のハロルド判決文の中には「支那事変の勃発するや同事変を目するに我國の反人道的侵略行為なりと妄断し、同事変の推移に伴う日米国交の動向より兩國の開戦を予想するに至り

し」とあり、また在日米大使館付武官からの要請を受け「爾来外国又は外国の爲に行動する者に漏泄する目的を以て、自宅に出入りする学生等を懐柔利用し、または新聞、地図を精査し、或は距離測定器付自転車をも以て札幌市近郊のハイキングを爲し、軍事上の秘密を探知せんこと」を企画したと記されています。

次に、宮澤弘幸さんの思想について。堅田清司さんという「北海道社会文庫」を主宰されている人が、その86号に宮澤弘幸さんのアイヌ研究について紹介しています。この分野の専門家から北方文化研究の若手研究者として期待されていたことが分かります。

宮澤さんの思想が垣間見えるものに『北海道帝國大學新聞』への寄稿があります。「満州をめぐって」と「戦車を習ふ」の二つがあつて、一部を抜粋してみますと、前者では「有史以来始めての大規模な海外発展策についての具体的方法上幾多の反省すべき根本問題が身近にある／然し元來が何物をも拒まぬ大抱擁力を持った日本民族の前途は決して悲観はしない……要するに私は偉大な日本人の行動力に期待して安心する……全亜細亜の変革には異常な長時間を要するのは勿論である。我々は此の点をよく自覚して各自の本分に則つて臣道を実践して皇道の發揚に努めなければならぬ」とあり、後者では「曠野の両端から数百の戦車が天地を轟かしながら縦横に砂塵と共に突進する時は本当に地獄に居るやうな感じである静寂な天地を一瞬に阿修羅場と化する戦争とは何と偉大な現実であらう、斯う考へざるを得なかつた」と、書かれています。

宮澤の思想は判決認定の対極

宮澤さんはこういう考え方を持った方だつたと思ひますが、大審院判決では「レーン夫妻に心酔して親交を重ぬるに及び、漸次

其の感化を受け極端なる個人主義思想及反戦思想を抱懐するに至り、遂に我国体に対する疑惑乃至軍備輕視の念を生ずるに至つた」と断定し懲役15年の重い刑を科しているわけです。

宮澤さんの思想は、この判決の認定の対極にあつたと言ふべきです。個人自由主義思想というところは判定できませんが、反戦思想とか我国体に対する疑惑ないし軍輕視の念というのは、満州体験とか、あるいは戦車に実際に乗り戦車戦を実験し経験したことと関連すると対極にあつたと私は思ひます。

満州国、民族協和への期待、願望ゆえに現状は中々そうなつていないことに対して批判する、あるいは全アジアの変革者として日本を捉えて確信している。だから現状ではそれに連なつていないからということに批判する。そして戦車の時で言えば軍隊や戦争への素朴な信仰というのが読み取れ、自然ではないかと思ひます。そもそも軍事演習への積極的参加を、多くの学生の中でしているということ。当時の学生、青年の中では立派な体格をしていまして、それに伴つて強靱で旺盛な行動力、それを支える頑健な肉体、精神の持ち主だつたと思ひます。

さらに国家主義、アジア主義的な方向に大きく傾いていた訳ではないけれども当時の学生、青年にとつて言えば、それほど特異な存在ではないけれども、そちらの方へ踏み出している。戦争ということに対してむしろ積極的な学生であつたと思ひます。

私は、今回はこの二つしか見ていませんが、大審院が判断するような反戦思想あるいは我国体に対する疑惑とか、軍備輕視の念というのは宮澤さんを評価する全く逆のものと思ひます。

次に、拷問です。拷問は、どこでも日常的に行われていたのですが、宮澤さんは拷問によつて強制されたことを公判廷で述べた。レーンさんも同様に述べていますが、公判で暴露したんですね。

「警察検事廷ニ於テハ強制セラレテ 恰カモ故意ヲ以テ軍事上ノ秘密ヲ探知セント企テタルカ如ク供述シタレトモ ソハ真意ニアラス又事実ニアラスト公判ニ於テ供述」と上告趣意書にあります。

しかし大審院判決は「被告人カ故意ヲ以テ軍事上ノ秘密ヲ探知シタル事実ノ証憑極メテ明白ニシテ、記録ヲ精査スルニ 原判決援用ニ係ル被告人ノ供述カ 係官ノ強制ニ基ク虚偽ノモノト認ムヘキ何等ノ根據アルヲ見ス」と、簡単に否定しているわけです。

秋間美江子さんは兄が釈放され戻ってきたときに、いかに拷問が酷かったかを聞いており、それは『引き裂かれた青春』（花伝社刊）にも書かれております。

当時の特高の事件で、拷問が日常茶飯事であったことは、北海道の生活綴方教育連盟事件における松田文次郎の獄中メモをはじめ、多くの証言で明らかになっています。（本会注・本講演でも生々しい事例が多く明かされていますが、本稿では割愛させていただきます。）

なぜ、拷問なのか。小林多喜二は「拷問をするというのは、一般にお巡りさんと慕われているお巡りさんが一度殴ると拷問意識にかえっていった」と書いていますが、これは本質を言っていると思います。

特高というのは自分たちの仕事は国家存立の根本であって、社会全体の安寧秩序を直接破壊攪乱せんとする不穏奇矯の社会運動を防遏排除する。そういう重大な役割を持っているので国体の護衛に携わることを無上の光栄なんだと。特高こそ天皇陛下の警察官の最たるものとの自負を持ってと教育され、抵抗する者に向かうわけです。いわば国体に歯向かう者への暴力は道德的にも正当視、拷問による自白強要も当然視されたわけです。

最後に、宮澤さんに科された懲役15年を、どう考えたらよいの

かということ。大審院判決の中でも弁護側の主張が綿密に書かれており、一審判決があまりにも重すぎると8点にわたって展開していますが、判決は一顧だにせず棄却するわけです。いくら考えても分からないのが、この15年の意味なんです。一つ思い浮かぶのは、満鉄調査部事件というのがあり、この中に思想清浄という考え方がありました。

思想清浄とは何か——「将来その人の精神または思想が、行動を起こす可能性に対して未然に懲罰するという、予防的な措置でしかなかった」、「今はもうやれないことは、こちらが百も承知している。しかしこの国家非常の時局に銃後を固める当局としては、将来万一の点から見ると、お前たちの抗弁する態度自体が大いに危険なのだ、行為にたいしてだけ罪を問われると思うのは間違いだ。すすんで服罪して同胞の警戒心をたかめることが求められるのだ」と、そういうことを憲兵隊でも検察庁でも放言しておりました。

つまり洗い流すということですね。思想を洗い流すということ、つまり宮澤さんの場合も自供する時に抵抗したこともあったと思います。宮澤さんは戦争についてはどちらかといえば肯定的見解ですから、それがスパイだと言われれば抵抗すると思います。これに厳罰を科す。それから12月8日の非常処置という形での日米スパイ網に鉄槌を下す、そういう意気込みがあったと思います。これで終ります。ご清聴ありがとうございました。

*以上、2015年12月6日の本会主催「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件の再来を許さない道民の集い」（札幌）での講演から書起こしⅡ文責・本会事務局。会報14号から再録。